

京都市立芸術大学新キャンパス隣接地の活用に係る基本協定締結式について

1 日時

令和5年11月30日（木）午後3時30分～午後4時30分

2 場所

QUESTION 4階

3 内容

京都市立芸術大学新キャンパス隣接地の活用に係る基本協定を、
京都市及び共創HUB京都コンソーシアムの間で締結する。

4 主な出席者

(1) 京都市

門川 大作 京都市長

(2) 共創HUB京都コンソーシアム(契約候補事業者)

代表構成団体	大阪ガス都市開発 株式会社	友田 泰弘	代表取締役
構成団体	京都信用金庫	榊田 隆之	理事長
構成団体	学校法人 龍谷大学	入澤 崇	専務理事（龍谷大学 学長）

5 次第（予定）

- (1) 出席者紹介
- (2) 経過説明
- (3) 基本協定の締結
- (4) 写真撮影
- (5) 共創HUB京都コンソーシアム 各構成団体代表 挨拶・事業概要説明
- (6) 京都市長 挨拶
- (7) 質疑応答

6 資料

- (1) 京都市立芸術大学新キャンパス隣接地の活用について
- (2) 基本協定書の概要
- (3) 京都市立芸術大学新キャンパス隣接地についての活用計画

お問合せ先

京都市：総合企画局 プロジェクト推進室 プロジェクト推進第四担当
(電話075-222-3993)

大阪ガス都市開発株式会社：開発事業部 事業企画部
(電話06-4707-6308)

京都信用金庫：ゆたかなコミュニケーション室
(電話075-211-2111)

学校法人龍谷大学：学長室（広報）（電話075-645-7882）

京都市立芸術大学新キャンパス隣接地の活用について

1 基本協定締結までの主な経過

- 令和4年6月 市長記者会見（「サウンディング型市場調査」の実施を発表）
令和5年1月 「サウンディング型市場調査」の結果を公表
2月 第1回選定委員会を開催（公募要項の審議）
3月 契約候補事業者の公募開始
6月 提案受付（応募件数：3件）
8～9月 第2回～4回選定委員会を開催（事業者プレゼン審査など）
9月 契約候補事業者として「共創HUB京都コンソーシアム」を選定

2 本件土地の位置図



3 共創HUB京都コンソーシアムによる活用内容

(1) 事業概要

「集い」・「暮らし」・「挑戦し」・「創る」が有機的に循環する共創型のエコシステムとして、社会課題解決に繋がる産業創出やコミュニティ形成、人材輩出を促進するイノベーションハブ拠点の整備・運営

(2) 開業時期（予定）

令和9年度中

4 今後の予定

本基本協定締結後、京都市及び共創HUB京都コンソーシアムにおいて、事業計画や貸付の内容など必要な事項の協議を行い、合意のうえ、令和7年度までに貸付契約を締結する。

【参考】契約候補事業者選定委員会委員（五十音順、敬称略）

氏 名	職 名 等
池田 正治	崇仁自治連合会 副会長
乾 久美子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門 教授、乾久美子建築設計事務所 主宰
遠藤 彩音	市民公募委員
鈴鹿 可奈子	株式会社聖護院ハッ橋総本店 専務取締役
宗田 好史	関西国際大学国際コミュニケーション学部観光学科 教授【委員長】
山内 裕	京都大学経営管理大学院 教授
山田 陽子	山田陽子事務所、公認会計士・税理士

基本協定書の概要

令和5年11月30日に締結する「京都市立芸術大学新キャンパス隣接地の活用事業に関する基本協定書」の概要は次のとおりです。

（前文）

京都の玄関口であり、悠久の歴史と暮らしが今なお息づく京都駅の周辺エリアでは、本年、「京都市立芸術大学（以下「京都芸大」という。）・市立美術工芸高校」が移転・開校する中、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンを創出する取組を進めている。

京都市（以下「甲」という。）と共創HUB京都コンソーシアム（大阪ガス都市開発株式会社（以下「乙」という。）を代表とし、京都信用金庫（以下「丙」という。）及び学校法人龍谷大学（以下「丁」という。）で構成）は、京都芸大に隣接する約4,000㎡の市有地（以下「本件土地」という。）において、乙、丙及び丁が「SDGsの実現と文化芸術都市・京都の未来を共に創造・発信する交流共創拠点：共創HUB京都」を整備・運営する事業（以下「本事業」という。）を通じて、京都の強みを存分に活かし、多様な人々との出会いや集い、交流を通じて、文化と経済の好循環を実現し、新たな価値を創造・発信し続けるとともに、その効果を京都全体・日本全国・世界へと波及させ、あらゆる社会課題の解決に繋がる場を創出するためのパートナーとして、誠実に取り組むこととし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本件土地の活用について、乙、丙及び丁が優先交渉権を有する契約候補事業者として選定されたことを確認するとともに、甲並びに乙、丙及び丁が相互に協力し、本件土地における拠点の整備及び運営を円滑に進めるため、一般定期借地権設定契約（以下「貸付契約」という。）の締結に向けて、必要な事項を定めるものとする。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から、貸付契約の締結の日までとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲並びに乙、丙及び丁は、信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

2 乙、丙及び丁は、契約候補事業者の選定に当たり提案した内容（審査過程において提出した資料の内容を含む。）を履行することに向け、必要な準備をしなければならない。

（協議）

第4条 甲並びに乙、丙及び丁は、貸付契約の内容を決定するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 本件土地における具体的な事業計画
- (2) 本件土地の貸付料の金額並びに支払の時期及び方法
- (3) 貸付契約の期間
- (4) モニタリングでの報告内容並びに報告の時期及び方法
- (5) 公正証書の作成その他の貸付契約の締結の方法
- (6) 貸付契約解除の要件その他貸付契約の内容
- (7) その他貸付契約の締結に関し必要な事項

- 2 乙、丙及び丁は、前項の協議において、具体的な事業計画その他必要な資料の作成及び提示その他必要な事務を行う。
- 3 具体的な事業計画の内容は、乙、丙及び丁が決定する。ただし、乙、丙及び丁は、甲が乙、丙及び丁の提示する事業計画について疑義又は意見を述べたときは、具体例の提示その他の方法により説明するほか、できる限り具体的な事業計画の見直しその他の方法により対応策を講じなければならない。
- 4 甲並びに乙、丙及び丁は、必要がある場合は、学識経験のある者その他の者から意見を聴取することができる。
- 5 第1項の協議は、公開しない。

(法令の遵守等)

第5条 乙、丙及び丁は、甲との貸付契約の締結に向けて、法令を遵守するとともに、京都芸大及び地域の理解を得ることに努め、誠実に取り組まなければならない。

(貸付契約締結の条件)

第6条 甲及び乙は、第4条第1項各号に掲げる事項について、甲並びに乙、丙及び丁が合意したときは、合意した内容を条件として貸付契約を締結する。

(優先交渉権の有効期限)

第7条 本協定に規定する乙、丙及び丁の優先交渉権の有効期限は、令和7年3月31日までとする。ただし、同日までに前条の合意がされていないが、合意できる見込みがあると甲が判断するときは、この限りではない。

一般的な条項である第8条から第14条は省略する。

第8条 (土地調査等)

第9条 (協定の解消)

第10条 (協定が解消された場合の費用負担)

第11条 (損害賠償)

第12条 (権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 (秘密の保持)

第14条 (定めのない事項)